

障害者ジェンダー統計への注目

吉田 仁美

Focus on Persons with Disabilities Gender Statistics

YOSHIDA Hitomi

2006年の「障害者権利条約」の採択以降、国際的に、“障害”と“ジェンダー”への関心が高まりつつある。これとともに障害者の実態を適切に把握するための障害者統計、とりわけ障害者ジェンダー統計が必要とされる。本研究では、第一に、障害者ジェンダー統計整備の必要性を指摘している主要な国際的文書の内容を概観し、第二に、障害者ジェンダー統計整備状況について、日本の政府が生産している統計データと政府統計の不足を補う主な調査等を可能な限り収集・把握し、第三に、今後、どのような統計がのぞまれるのかを統計の品質論の視点から検討・考察する。
キーワード：障害、ジェンダー、障害者ジェンダー統計、障害者権利条約

After “Convention on the Rights of Persons with Disabilities” was adopted in 2006, interest in “disability” and “gender” increased internationally. Persons with disabilities statistics, particularly persons with disabilities gender statistics has become essential for appropriately understanding the status of persons with disabilities. In this study, we will first review the major international documents that point out the necessity of obtaining persons with disabilities gender statistics; second, we will collect and understand as much statistical data produced by the Government of Japan and main surveys that supplement the deficiencies of government statistics as possible to check the arrangement of persons with disabilities gender statistics; and third, we will examine and consider what types of statistics will be required in the future from the viewpoint of statistics quality.

Key Words : disability, gender, people with disabilities gender statistics, Convention on the rights of persons with disabilities

長い間、障害者は社会の枠組みから外れたところに置かれ、また障害をもつ人の状況や生活実態を可視化されてこなかった。しかし、2006年の「障害者権利条約」の採択以降、国際的に、障害とジェンダーへの関心が高まりつつある。これとともに障害者の実態を適切に把握するための障害者統計、とりわけ障害者ジェンダー統計が必要とされる。筆者はこれまでの研究及び教育との関連から、この問題への主体的参画を不可欠と考えている。

1. 国際的・国内的動向—条約・法規関連で— はじめに、障害者ジェンダー統計整備の必要性を指摘

している主要な3つの国際的文書(国連の障害者権利条約、ワシントン・グループ(Washington Group=WG)、ESCAP)を紹介する。

(1) 障害者権利条約

2006年12月13日に国連が「障害者権利条約」を採択し、2007年9月28日に日本は同条約に署名をした。権利条約は、障害者の社会への完全参加と機会の実質的平等をめざして、前文から第50条にわたって、障害者の権利の具体的規則を定めている。この権利条約に署名・批准した各国の政府が、この条約の諸規定にどう応えるかに対しては、とりわけ、世界各国の障害者

団体や障害当事者からの関心と注目が高まりつつある。同条約の第31条（「統計及びデータ収集」ⁱ⁾）では、政策立案の際にエビデンスに基づいた統計データの重要性が明記されている。さらに権利条約では、障害がある女性に対する複合差別への認識と、それを解消するための適切な措置を締約国に求める条文（第6条「障害のある女性」ⁱⁱ⁾）がある。

（2）ワシントン・グループの取り組み

次に、ワシントン・グループ（WG）の取り組みを見てみる。WGは、2001年7月の障害の測定に関する国連国際セミナーにおいて、国際比較が可能な障害計測法を開発する必要性から設置された。国連統計部と、国立保健統計センターを中心にシティ・グループを構成している。WGの主な目的は、統計や各国の調査において、統一された障害尺度に焦点をおいた保健統計の領域での国際協力の促進と調整である。

WGは、2001年以降、これまで11回の会議を実施してきたが、その主な成果は、センサスや調査に使うことのできる質問の短縮版セットの開発・テスト・承認である。セットは6つの基本的な生活機能分野、すなわち、「見る、聞く、歩く、認知、セルフケア、コミュニケーション」からなる。この基本的枠組みは2001年に開発されたWHO（世界保健機関）が開発したICF（国際生活機能分類）である。こうしたテストの実施、障害データ収集の方法に関して、世界各国に対して情報提供、技術的支援が行われている。今後、各国における質問項目の翻訳の検討、質問に関する評価基準の設定等の議論が行われることが予測され、質問紙セットの利用促進でも、各国間に差が出すぎることはないよう慎重に進められる必要がある。

（3）ESCAPでの取り組み：新アジア太平洋障害者の10年に向けて

「アジア太平洋の障害者の10年（1993-2002）」最終年ハイレベル政府間会合で採択された「びわこミレニアム・フレームワーク（2002）」^{iv)}では、これまで障害者に関して十分なデータがないことが、アジア太平洋地域内における計画の実施をモニタリング・評価する政策と手段の策定を含めた障害問題の軽視をもたらしている最大要因の一つであると述べている。特に、アジア圏の多くの発展途上国では、収集された既存のデータでは障害者の全体像が見えてこず、さらに、障害の定義と分類に使われる共通体系が、地域内で一律に適用されていないことも認識されていた。

2012年10月29日から11月2日まで、韓国インチョ

ン（仁川）市で国連ESCAPハイレベル政府間会合が開催された。これは第二次アジア太平洋障害者の10年（2003 - 2012）が終了するにあたり、この10年の実施状況の最終評価をするための会合であった。最終日となった11月2日には、2013年から始まる新10年のガイドラインとなる「インチョン戦略草案」が採択された。

この「インチョン戦略草案」は、先に紹介した「障害者権利条約」と「びわこミレニアム・フレームワーク（2002）」を基礎としている。中でも、アジア太平洋地域における障害者の多くが貧困の状況にあることを把握し、以下の通り「インチョン目標およびターゲット」を定めている。

目標1：貧困を削減し、労働および雇用の見通しを改善すること／目標2：政治プロセスおよび政策決定への参加を促進すること／目標3：物理的環境、公共交通機関、知識、情報およびコミュニケーションへのアクセスを高めること／目標4：社会保障を強化すること／目標5：障害のある子どもへの早期関与と早期教育を広めること／目標6：性（ジェンダー）の平等と女性のエンパワメントを保障すること／目標7：障害インクルーシブな災害リスク軽減および災害対応を保障すること／目標8：障害に関するデータの信頼性および比較可能性を向上させること／目標9：「障害者権利条約」の批准および実施を推進し、各国の法制度を権利条約と整合させること／目標10：小地域、地域内および地域間の協力を推進すること、である。

障害者ジェンダー統計と関連が深い目標8に着目すると、アジア太平洋地域では、多様な障害者およびその社会的・経済的地位に関するより正確な統計を必要とすることを強調し、障害に関して適切な統計が得られれば、障害者の権利を実現する支えとなる政策を、エビデンスに基づいて策定することができると述べる。とりわけ、今後10年は、国際比較が可能な障害関連統計の作成をめざしたデータ収集を強化する絶好のタイミングであると記している。続く目標8の進捗状況を確認するための指標は以下の通りである。

8-1：国際生活機能分類（ICF）を基盤とする、年齢、性別および社会的・経済的地位による障害者の比率。

8-1：インチョン戦略の目標およびターゲットの達成に向けて進捗状況を確認するための基準となるデータを、2017年までに確立した政府の数。

8-3:保健、ならびに性および生殖に関する保健プログラムを含め、主流となる開発プログラムおよび政府サービスを受ける、障害のある少女および女性に関する個別のデータの有無。

以上からも読み取れるように、この「インチョン戦略草案」は、先にふれたWGの取り組みを関連づけている。さらにWGの障害統計の主要な取り組みには欠けていた障害者の社会階層/ジェンダーの視点も含まれている。アジア太平洋地域の障害者団体、障害当事者等ステークホルダーの声が反映された結果である。

(4) 国内的動向

次に、障害者ジェンダー統計において、上記のような国際的な動向に並行した、日本における最新動向を把握しておく。先の障害者権利条約等の流れを受けて、2013年6月26日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、同法案の一部を除き2016年4月1日に施行される予定である。この法案は、これまでわが国が取り組んできた障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定されることを踏まえたものである。法案に対する附帯決議の内容をみると、第一項目において、「障害女性や障害児に対する複合的な差別の現状を認識し、障害女性や障害児の人権の擁護を図ること」と記載されている。

日本国内における男女共同参画関連においても、障害者・障害女性について取り上げられるようになってきた。具体的には、2010年12月に策定された第三次男女共同参画基本計画には、「障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要がある」というようにこれまで言及されることのなかった複合差別の視点が加えられている。直近では、内閣府男女共同参画局ウェブサイトで公開されている

監視専門調査会第20回(2013年7月31日)配布資料の参考資料として、「政府の計画における数値目標等に係る男女別統計の整備状況について^{vi)}」が掲載されている。これは法令に基づき政府が策定する基本的な計画・大綱等における数値目標等(人を対象とするもの)を対象に、男女共同参画局がこれらの指標のもととなっている統計を作成している各府省に照会を行った調査結果をまとめたものである。障害者統計については同資料において、男女別統計がないものとして「障害者雇用状況の集計結果(業務統計)」が報告者負担の軽減を理由にあがっている。

以上の流れを受けて、国際的にも国内的にも障害者ジェンダー統計の整備が求められることは確かである^{vii)}。

2. 障害者ジェンダー統計整備の状況—日本国内の政府統計を中心に—

日本においては、社会福祉関連の統計の中でも、障害者に関する統計は生産が遅れている。筆者はこれまで、日本国内における障害者ジェンダー統計整備の状況について整理し、統計整備の必要性を指摘してきた^{viii)}。

ここでは、第一に、日本の政府統計の障害者ジェンダー統計の現状について取り上げる(表1参照)。第二に、日本の障害者ジェンダー統計関連の政府統計の不足を補う主な調査(研究者らによるもの等)を取り上げる。

表1 政府が生産している障害者統計一覧

統計調査名	担当政府機関(官庁名)	部・局・課名	公開の頻度	最新公表年(年)	最新調査実施年(年)	統計の種類	調査対象(個人or団体)	調査票に性別	調査結果に性別
1 患者調査	厚生労働省	大臣官房統計情報部	3年に1回実施	2012年	2011年	基幹統計・調査統計	個人及び病院	有	有
2 社会福祉施設等調査	厚生労働省	大臣官房統計情報部	毎年実施	2012年	2011年	一般統計調査・調査統計	社会福祉施設	無	無
3 生活のしづかさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)	厚生労働省	社会援護局障害保健福祉部企画課	5年に1回実施	2013年	2011年	一般統計調査・調査統計	個人・世帯	有	有
4 身体障害児・者等実態調査	厚生労働省	社会援護局障害保健福祉部企画課	5年に1回実施	2008年	2006年	一般統計調査・調査統計	個人・世帯	有	有
5 知的障害児・者等実態調査	厚生労働省	社会援護局障害保健福祉部企画課	5年に1回実施	2007年	2005年	一般統計調査・調査統計	個人・世帯	有	有
6 障害程度区分認定状況調査	厚生労働省	社会援護局障害保健福祉部企画課	—	—	—	一般統計調査・業務統計	個人・世帯	有	—
7 障害者雇用状況の集計結果	厚生労働省	職業安定局高齢・障害者雇用対策部	毎年実施	2012年	2012年	一般統計調査・業務統計	事業所・企業	—	無
8 身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査	厚生労働省	職業安定局高齢・障害者雇用対策部	5年に1回実施	2008年	2006年	一般統計調査・調査統計	個人・世帯	有	無
9 障害者雇用実態調査	厚生労働省	職業安定局高齢・障害者雇用対策部	5年に1回実施	2009年	2008年	一般統計調査・調査統計	事業所・企業	有	有
10 年金制度基礎調査	厚生労働省	年金局数理課	毎年実施	2012年	2011年	一般統計調査・調査統計	個人・世帯	有	有
11 公的年金加入状況等調査	厚生労働省	年金局事業企画課調査室	3年に1回実施	2012年	2010年	一般統計調査・調査統計	個人・世帯	有	無
12 社会保障生計調査	厚生労働省	社会援護局保護課	毎年実施	2013年	2012年	一般統計調査・調査統計	個人・世帯	—	無
13 被保護者調査	厚生労働省	社会援護局保護課	毎月実施	2013年	2013年	一般統計調査・調査統計	個人・世帯	有	無
14 学校基本調査	文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	毎年実施	2012年	2012年	一般統計調査・調査統計	学校	有	有
15 障害者の生活状況に関する調査	厚生労働省	社会援護局障害保健福祉部企画課	1回限り	2003年	2003年	委託研究調査	個人・世帯	有	有
16 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査	文部科学省	初等中等教育局特別支援教育課	1回限り	2012年	2012年	委託研究調査	学校	無	有

以下、表1に基づいて分野別に概観する。

【全分野（障害者の数、障害の種類等）】厚生労働省はこれまで、障害者に関する実態調査として、4及び5の調査を5年に1度実施してきた。2011年からはこの2つの調査を統合・拡大し、在宅の障害児・者等（これまでの法制度では支援の対象とならない人も含む）の生活実態とニーズを把握することを目的とし、調査3が実施された。調査3の調査票には性別区分があるが、集計結果において、性別区分が示された統計は、第10表の「療育手帳所持者数、年齢階級・性・障害等級別」のみであり、この他には性別クロス集計がない。2は、全国の社会福祉施設等の数、在籍者、従事者等の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的としたものであり、基幹統計に位置づけられる。2の調査により社会福祉施設等を利用する障害者数の推移が障害種別毎に把握できるが、調査票の段階から性別は不問である。

【保健・医療】1は、病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況等を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的としたものである。よって直接、障害者を対象とした調査ではない。しかし、病床の種類に精神病床があり、そこから精神障害者の数が抽出可能な統計となっている。また、傷病分類により、内部障害、難病疾患患者数の把握も可能となっている。調査項目には、性別区分があり、調査結果をみると、性・年齢別にみた受療率、推計入院・外来患者数が把握可能である。6は、障害者自立支援法における障害程度区分認定事務の実施状況を把握し、障害程度区分の円滑な運営に資するための基礎資料を得ることを目的としたものであり、業務統計に位置づけられる。市町村が認定した障害程度区分について、二次判定区分、一次判定区分、認定調査項目の選択状況等を調査する。国全体として調査結果の公表は行っていないが、厚生労働省のウェブサイト「障害福祉サービス等の利用状況について⁴⁾」によって、集計結果の概要が示されている。個人調査票に性別はあるが、概要には性別について一切言及していない。

【雇用】7は、既述のとおり、政府の計画における数値目標等に係る男女別統計の整備状況について、障害者の実雇用率が男女別に収集されていないことが明らかにされている。報告様式は障害者雇用状況報告書により、性別区分集計の記載はない。8、9は、5年に1度実施されている大規模な調査である。両者とも、調査

票に性別の欄はあるが、障害種別と性別の集計が出されているのみで、それ以外には性別との関係での統計結果が出ていない。

【教育】14には児童生徒や教職員の性別集計は全般的にあり、特別支援学校についても同様だが、特別支援学級の児童生徒については性別集計がなく、普通学級の障害者は集計自体がない。

【収入・所得保障】10では、2009年度から障害者について性別集計が掲載されるようになった。調査の概要も性別集計に基づいた記述がみられる。11には、公的年金受給者の中に障害年金受給者が含まれており、障害者が抽出可能な統計として取り上げた。調査結果によれば、男女別の公的加入状況、具体的には第1・2・3号被保険者数と性別・年齢階級別は把握できるが、障害年金受給者数（41万1千人）の男女別統計はない。12、13はともに被保護世帯を対象とした調査である。12に性別集計は無く、13では、被保護世帯数と性別の確認はできるが、障害者世帯の実数は確認できても性別までは確認できない。

【その他】15、16は1回限りの委託調査研究である。15は、「精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査」と「身体障害者調査」の2つからなる。障害者の生活実態を、障害年金の受給状況も含め、就労、経済状況並びに生活上の不安等の側面からは明らかにすることを目的としたものである。厚生労働省のウェブサイト公表されている集計結果を見ると、調査対象者の障害の種類別、性別は示されているが、その他の項目において性別区分がない。16の調査は厳密に言えば、2002年に実施された「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の再調査である。質問項目には、男女別の区分はないが、調査結果を見ると、「知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の男女別集計」が報告されている。これは質問項目に沿って対象の学校の担任教員が回答したものである。

【全体的特徴】第一に、政府統計の中に性別集計があるのは、1、3、4、5、9、10、14、15となる。第二に、障害の種類と程度別、年齢別によるものが問題視され、性別については言及されないことが多い傾向がみられた。第三に、分野別に見ると、特に雇用の分野において性別集計が不足していることがわかる。上記で取り上げた障害者雇用に関する統計は障害者雇用施策のために使用されるデータであるが、現状ではジェンダー

視点から把握分析して障害者雇用施策に反映することが妨げられている状態であることが示されている。

以上、表1を基に報告者が把握した障害者統計の現状について概観してきた。

そこで、障害の程度の格差が存在することは社会一般に認識されているが、しかし、性別による格差は本当に存在しないのだろうか。この視点から取り組んだ、日本の障害者ジェンダー統計関連の政府統計の不足を補う主な論文・研究調査等を報告者の教育・研究領域であり、また日本の政府の障害者ジェンダー統計の中でも最も強化すべきと考えられる障害者雇用関連を中心に年代の古い順から取り上げる。

3. 先行研究—障害者雇用問題を中心に—

第一に、障害者雇用の男女差の視点から取り組んだ研究に、中野純子・伊藤純・伊藤セツ（2001）がある。中野らの論文では、「障害者雇用において性別による格差が存在しないかどうかは、雇用に関して性別の調査結果があって初めて確言することができる」という問題意識に立ち、「平成10年度障害者雇用実態調査結果報告書」を加工・分析の材料とし、労働時間と賃金から障害者雇用の実情の把握を試みた。既存の統計では不十分ではあることを指摘しながらも、障害女性の賃金は障害男性よりも低いことを明らかにしている。

第二に、勝又幸子・他（2008）が行った「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究（2005年度～

2007年度）」ものがあげられる。障害者の所得保障や生活実態を把握する統計がないなかで、本調査は、障害者の生活実態を家計調査と生活時間調査の2つからアプローチしている。第1回調査を東京都稲城市（2006年）で、第2回調査を静岡県富士市（2007年）で実施した地域調査である。報告書では、「総合研究報告（勝又幸子 主任研究者）」、「障害者の就労実態：参加と自立を阻む要因（遠山真世 分担研究者）」、「世帯状況をふまえた家計収支の分析（土屋葉 分担研究者）」等で、ジェンダー視点からの考察が示されている³⁴。二市の障害者実態調査からは、障害女性が、障害男性、女性一般と比較して、低い収入で生活していることが示されている。まさに障害と女性という二重の格差、加えて、就労形態が非正規というように三重の格差の中でQOLが低下したままの状態の人もいることが明らかにされている³⁵。

第三に、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センターが発行した調査研究を取り上げる（表2参照）。紙幅の都合があるので詳細の説明はできないが、表2から確認できるようにすべての調査において性別区分がある。表2-1の調査概要によれば、表1-9の「障害者雇用実態調査」の2003年に行われた調査のデータを再集計したものという記述がある。そのほか、障害者職業センターが実施している調査研究はほとんど性別区分がされており、いくつかの項目において性別クロス集計があり、単なる男女別統計調査研究ではないとも言える。

表2 （独）高齢・障害者雇用支援機構障害者総合センターから発行された研究一覧

統計調査名	発行年	調査対象	調査票に性別	調査結果に性別
1 日本の障害者雇用の現状—平成15年度障害者雇用実態調査から—	2007年	個人・世帯及び事業所・企業	有	有
2 障害のある労働者の職業サイクルに関する調査研究	2010年	個人・世帯	有	有
3 精神障害者の雇用促進のための就業状況等に関する調査研究	2010年	個人・世帯	有	有
4 高齢化社会における障害者の雇用促進と雇用安定に関する調査研究	2010年	個人・世帯及び事業所・企業	有	有

第四に、斎藤（2009）の研究では、企業のCSR（Corporate Social Responsibility）、ジェンダー平等の視点から、障害者雇用のあり方について、企業への調査を実施している。斎藤の調査結果によれば、雇用されている障害者の種別、男女別でみると、どの障害においても女性の雇用割合は男性よりも低いことを明

らかにしている。

第五に、障害をもつ女性当事者調査にも注目したい。DPI女性障害者ネットワークは、2011年に、障害女性の現状における困難を明らかにするために、障害女性当事者87名へのアンケートと聞き取りによる「生きにくさ」についての調査と、47都道府県の男女共同参画

基本計画、及びDV防止基本計画に示されている障害女性を対象にした施策を調べた制度調査を行い、報告書にまとめた^{xvi}。この作業は、現在行われている「障がい者制度改革」の議論のなかに、障害女性の複合差別の課題を提示していくために実施した調査であり、障害をもつ当事者が主体となって行われた調査である。

4. 障害者ジェンダー統計を充実させるために—今後の課題—

これまで、障害者ジェンダー統計について国際的動向と日本の統計整備状況等について述べてきた。冒頭で述べたように、国際的にも国内的にも障害者ジェンダー統計をより充実させていく必要がある。その際、単なる性別集計ではなく、ジェンダー問題、障害女性の複合的差別の実態を反映した統計がのぞまれる。そこで本稿の締めくくりとして、最後に障害者ジェンダー統計のより一層の充実に向けて下記の三点を提案したい。

第一に、これらの政府統計・報告書の調査票、調査結果を概観すると、多くは調査票に性別の記入欄があるにも拘らず、集計結果には公表されていない、あるいは、調査対象者の男女数・男女比のみの公表にとどまっているケースが多くあった。したがって、厚生労働省が行っている大規模な調査で障害者雇用における詳細な実態をジェンダー視点から把握しようとしてもかなりのバリアが生じている。このように得られる統計情報自体が「ブラックボックス化」されていることは、障害者雇用における男女の格差、女性障害者の複合的に困難におかれている状況等を可視化することすら不可能な状態であることを示している。

第二に、現在の統計では、年齢、障害種別、障害の程度等の区分とのクロスが不十分である。そこで、調査票の段階から、「障害の種類別」×「程度別」×「年齢別」×「性別」等の質問項目を設け、クロス集計によって実態把握が可能となる統計表の作成を要求したい。このことは、冒頭であげたように、障害者権利条約が障害者ジェンダー統計作成にのぞむこと、すなわち、障害がある女性に対する複合差別への認識と、それを解消するための適切な措置を統計に反映させることに対して必要なツールとなるだろうと筆者は確信している。

第三に、これらの統計をすべての障害者がアクセスできるように、情報アクセスの面においても整備する

必要がある。今回はウェブサイトや国立国会図書館等を利用して統計情報を得た。調査票等が公開されていない場合は、担当機関へ報告者が電話で問い合わせをした。しかし、電話の対応が不可能な聴覚障害者への対応について整備等については、今後、障害者権利条約の第31条第3項目に照らし合わせてスムーズな対応ができるように整備してゆくことが期待される。また、情報そのものにアクセスしにくい立場におかれている聴覚障害者や視覚障害者をはじめ、知的障害者や高齢者のニーズを考慮した統計情報の提供がのぞまれる。

文献

- (独) 高齢・障害者雇用支援機構障害者総合センター編 2007『調査研究報告 日本の障害者雇用の現状—平成15年度障害者雇用実態調査から—』(独) 高齢・障害者雇用支援機構障害者総合センター
- (独) 高齢・障害者雇用支援機構障害者総合センター編 2010『調査研究報告 障害のある労働者の職業サイクルに関する研究』(独) 高齢・障害者雇用支援機構障害者総合センター
- (独) 高齢・障害者雇用支援機構障害者総合センター編 2010『調査研究報告 精神障害者の雇用促進のための就業状況等に関する調査研究』(独) 高齢・障害者雇用支援機構障害者総合センター
- (独) 高齢・障害者雇用支援機構障害者総合センター編 2010『高齢化社会における障害者の雇用促進と雇用安定に関する調査研究』(独) 高齢・障害者雇用支援機構障害者総合センター
- DPI女性障害者ネットワーク編 2012『障害のある女性の生活の困難—人生の中で出会う複合的な生きにくさとは—複合差別実態調査報告書』認定特定非営利法人 DPI (障害者インターナショナル) 日本会議
- 勝又幸子・他 2008 『障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究 平成17-19年度調査報告書・平成19年度総括研究報告書』厚生労働省科学研究費補助金 障害保健福祉総合研究事業
- 文部科学省 2012 『平成24年度学校基本調査報告書』日経印刷株式会社
- 中野純子・伊藤純・伊藤セツ 2001 「日本の障害者雇用における男女差の検討—労働省『平成10年度障害者雇用実態調査』を中心に—」『学苑・環境文化特集』737, 101-114.

斎藤悦子 2009 『CSRとヒューマン・ライツ ジェンダー、ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用の企業文化的考察』白桃書房

白井久実子・瀬山紀子 2011 「障害女性の貧困から見えるもの」松井彰彦・川島聡・長瀬修編『障害を問い直す』東洋経済新報社, 55-88.

吉田仁美 2010『高等教育における聴覚障害者の自立支援—ユニバーサル・インクルーシブデザインの可能性—』ミネルヴァ書房

注

i 第31条は政府仮訳によると、「1. 締約国は、この条約を実現するための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保存する過程は、次のことを満たさなければならない。(a) 障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令によって定められた保護（資料の保護に関する法令を含む。）を遵守すること。(b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。2. この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるため、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。3. 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、障害者及び他の者が当該統計を利用可能とすることを確保する。」とある。

ii 第6条は政府仮訳によると、「1. 締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識し、及びこの点に関し、障害のある女子がすべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。2. 締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な意思決定力を確保するためのすべての適当な措置をとる。」とある。以上、外務省ウェブサイト参照。http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32.html (2013/7/30)

iii 資料は http://unstats.un.org/unsd/methods/citygroup/washington.htm(2013/7/31) 第43会期(2012年)の国連統計委員会に提出報告書(United

Nations, E/CN.3/2012/21) の日本語仮訳は、経済統計学会労働統計研究部会報(2012/7/31発行)にある。

iv 詳細は、以下URLを参照されたい。http://www8.cao.go.jp/shougai/asianpacific/biwako/mokuji.html (2013/8/1)

v 日本語訳は日本障害者フォーラム http://www.normanet.ne.jp/~jdf (2013/7/31) / 本報告はこの訳に基づいている。

vi 参考資料は以下URLからダウンロード可能。http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kansi_senmon/20/pdf/shiryo_s.pdf (2013/9/5)

vii ここで確認しておきたいのだが、ここで、のぞまれる障害者ジェンダー統計とは、統計の作成にあたって、単に障害の種別・程度別に加えて男女等の区分があるというだけではなく、障害のある男性と女性の実態把握、とりわけ複合的な差別の状態におかれている女性障害者の障壁及び問題点を見据えた政策のために不可欠なものであることを認識して作成された統計である。

viii 詳細は、白井久実子・瀬山紀子らと、「障害者ジェンダー統計(その1):日本の障害者ジェンダー統計の整備状況」(NWEC男女共同参画ニュースレターNo.10 2012年10月25日発行)を参照されたい。同NLは、http://www.nwec.jp/jp/publish/GS-NL.html からダウンロード可能(2013/7/31)

ix 本報告では、人すなわち障害者を対象とした統計調査に限定して取り上げる。障害福祉サービス関連の調査については本報告では扱わない。

x 障害程度区分は平成25年度で廃止される。

xi 詳細は右記URLを参照。http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/ (2013/9/5)

xii ここで取り上げる障害者世帯の定義とは、「世帯主が障害者加算を受けいているか、障害、知的障害者等の心身上の障害のため、働けない者である世帯」である。

xiii 詳細は右記URLを参照。http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/08/h0829-6.html (2013/9/5)

xiv 報告書は国立社会保障・人口問題研究所ウェブサイトよりダウンロード可能。http://www.ipss.go.jp/pr-ad/j/nenpo/19kakokousei.html

xv 勝又らの調査報告を分析し、障害女性の貧困をテーマにした論文に白井・瀬山(2011:55-88)がある。

xvi DPI女性障害者ネットワークによる『障害のある女性の生活の困難—人生の中で出会う複合的な生きに

くさとは－複合差別実態調査 報告書』(2012年3月発行)は、DPI女性障害者ネットワークで頒布している。